

単品スライド条項の適用について(概要)

1 目的

建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする請負契約を締結することは、建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)に違反するおそれがあることから、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金を設定する必要がある。

そのため、工期内において原材料費等の価格に著しい変動が生じ、請負代金が不相当となったときは、諫早市工事請負契約書第26条第5項に基づき請負代金を変更する。

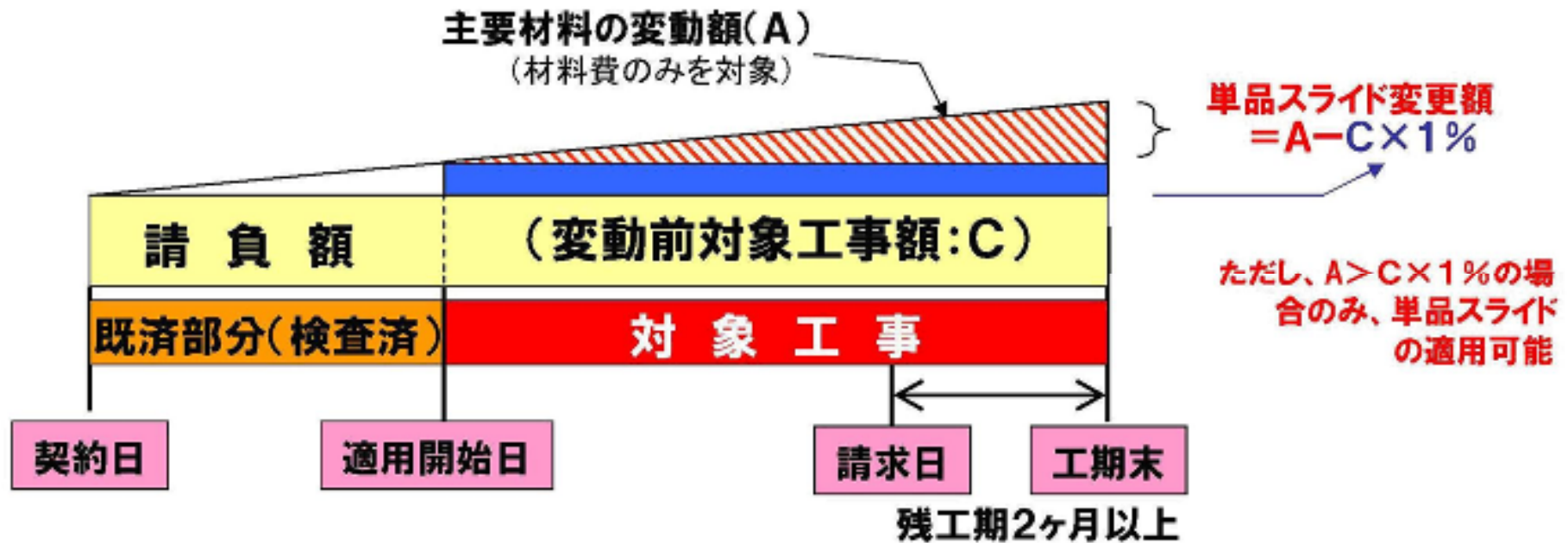
2 適用品目及び適用年月日

適用品目(対象資材)	適用年月日
鋼材類(鉄筋・形鋼・鋼板等)	平成20年8月1日
燃料油(ガソリン・軽油・重油)	平成20年8月1日
アスファルト類(合材・乳剤・ストレートアスファルト等)	平成20年12月1日
コンクリート類(生コン・セメント・モルタル・コンクリート2次製品等)	令和4年6月28日(予定)
その他(受発注者間の個別協議において指定した資材)	令和4年6月28日(予定)

3 対象となる工事(①～③の全てに該当する工事)

- ①契約工期の工期末が適用年月日以降の工事
- ②請負代金額(税込み)が250万円以上の工事
- ③工期末の60日前までに単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事

単品スライドの対象範囲



単品スライド計算事例(モデルケース)

金額の前提条件(税込)

予定価格 2億2000万円
 契約額 1億9800万円(落札率90%)
 部分検査完了(相当額)
 9800万円

材料の前提条件(税込)

鋼材使用量 100t(部分払相当数除く)
 契約時点単価 7万円/t
 搬入時点単価 10万円/t(約1.5倍)

単品スライド額の計算

対象工事費(税込)

$1\text{億}9800\text{万円} - 9800\text{万円} = 1\text{億円}$

当初の鋼材類金額(税込)

$7\text{万円/t} \times 100\text{t} \times 90\% \times 1.1 = 630\text{万円}$

対象工事費の1%を超えるか

$1\text{億円} \times 1\% = 100\text{万円} \leq 360\text{万円}$

変動後の鋼材類金額(税込)

$10.0\text{万円/t} \times 100\text{t} \times 90\% \times 1.1 = 990\text{万円}$
○ 採用

請負者の鋼材類購入金額(税込)

$9.8\text{万円/t} \times 100\text{t} \times 1.1 = 1078\text{万円}$
× 不採用

1%を超えている

スライド額(税込)

$360\text{万円} - 100\text{万円} = 260\text{万円の増額}$

鋼材類の変動額(税込)

$990\text{万円} - 630\text{万円} = 360\text{万円}$

《手続きの流れ》 ※工期末が令和4年10月31日の工事で受注者が請求する場合の例

